

## 砂利採取を伴う農地法の許可基準

平成14年8月30日  
農商第12-346号  
一部改正 平成21年12月22日  
農商第12-621号  
一部改正 平成25年3月25日  
農林水第12-700号  
一部改正 平成28年3月18日  
農林水第12-595号  
一部改正 平成30年3月1日  
農林水第12-391号  
一部改正 令和6年2月27日  
農林水第12-400号

### 第1（目的）

砂利採取法（昭和43年法律第74号）の規定に係る農地からの砂利採取について、農地及び農道、水路、附帯施設等の機能維持及び安全と災害の防止を図ることを目的とする。

### 第2（適用範囲）

この基準は農地法（昭和27年法律第229号）の許可が必要な以下のものに適用する。

- 1 砂利採取計画に係る砂利採取場の区域が農地のみのものであるもの。
- 2 砂利採取計画に係る砂利採取場の区域において、農地の面積が過半の面積を占めるもの。
- 3 河川法（昭和39年法律第167号）に基づく河川管理者の権限に属するものは、砂利採取法の認可部局が河川法担当部局となるため、第4の3、5、6、7の基準は適用外とする。
- 4 1、2において恒久転用を伴う場合、埋戻しの必要がなく、第4の3、6の基準は適用外とする。

### 第3（砂利採取に伴う農地についての権利）

砂利採取業者が砂利採取のため農地法第2条に規定する農地及び採草放牧地について取得する権利は、原則として所有権以外とする。

なお、当該土地において砂利採取後の恒久転用の計画が具体的かつ確実であると認められる場合は、所有権移転による転用の許可を受けることができるものとする。

#### 第4（許可基準）

- 1 関係する他法令の許可、認可との整合性があること。  
関係する他法令の許可、認可見込みがあること。
- 2 土地改良法（昭和24年法律第195号）との整合性があること。  
土地改良法による土地改良事業（区画整理事業に限る。）の施工中及び施行計画のある地域内の農地での砂利採取については、事業担当部局が特に必要と認めたものであり、事業実施及び事業計画に支障を来さないものであること。
- 3 当該砂利採取について、埋戻し等、農地への復元の保証があること。  
採取計画の認可にあたっては、次のいずれかの要件を充たしたものでなければならないものとする。
  - （1） 採取計画認可申請が、砂利採取業者と砂利採取業者で構成する法人格を有する団体で構成する連合会（以下「連合会」という。）との連名でなされており、かつ、当該砂利採取業者及び連合会が採取跡地の埋戻し及び農地の復元について共同責任を負っていること。
  - （2） 農地の所有者、砂利採取業者並びに採取跡地の埋戻し及び農地の復元の履行を保証する資力、信用を有する者1名以上（以下「工事完成保証人」という。）との3者間の契約において、次の事項が定められていること。
    - ア 当該砂利採取業者が認可に係る採取計画に従って採取跡地の埋戻し及び農地の復元を行わないときは、当該農地の所有者、工事完成保証人がこれらの行為を行うこと。
    - イ 当該砂利採取業者が採取跡地の埋戻し及び農地の復元を担保するため工事保証金を金融機関に預託するものとし、預託にあたり当該砂利採取業者、当該農地の所有者及び工事完成保証人と預託処理について定められていること。
- 4 周辺農地への配慮がなされていること。  
採取期間中、採取及びその搬出入にあたり周辺農地の維持保全及び耕作に被害を生じないと認められること。ただし、過失により被害が生じた場合、直ちに砂利採取業者が責任をもって原状復旧すると認められること。
- 5 最大掘削深は、原則として10メートル以内とすること。
- 6 農地の復元について、次によること。
  - （1） 原則として採取前の農地の状況において耕作ができるものであること。
  - （2） 砂利採取後、農地の復元において土地の形状が著しく変更される場合には、あらかじめ砂利採取業者より当該農地の土地所有者全員に、土地分配計画の説明がなされ、了承され、その土地分配計画による地積更正、公図訂正について了承がなされていること。
  - （3） 採取が完了した場所から順次埋戻し等を行うものであること。
- 7 農地保全の観点から、1業者につき県内2か所以内とし、砂利採取に係る一時転用期間については、次のとおりとする。

(1) 原則として1年以内に農地の復元を完了する採取計画を立てること。

なお、期間の延長は、事業計画の変更を行うこととし、認可日から通算1年以内を原則とするが、自然災害等やむをえず期間の延長を行う場合には認可日から通算1年3か月以内とする。ただし、砂利採取地への進入路に関しては、当該進入路を使用する砂利採取地での事業完了後、直ちに当該進入路を必要とする一体的な砂利採取計画が隣接地である場合において、市町農業振興地域整備計画の達成に支障のない範囲において、進入路に限り一時転用の許可期間を3年以内の必要と認められる期間について許可をすることができる。

なお、当該進入路の許可期間の延長を行う場合は事業計画変更承認申請を行い、当初の許可日から通算3年以内の必要と認められる期間について許可をすることができる。

(2) 1年を超える期間を必要とする場合（期間の延長により通算1年を超える場合を含む。ただし、自然災害等の理由により通算1年3か月以内の場合は除く。）は、通算3年以内の申請に係る目的を達成することができる必要最小限の期間とすることができる。ただし、砂利採取計画の認可申請が下記の要件を全て満たすものに限る。

ア 砂利採取に関して申請の日から過去5年間行政処分を受けていない者であること（当該処分による義務を履行した者を除く。）。

イ 農地の返却を受けた日以降の営農誓約書（土地所有者が作成したものに限り。）が添付されていること。

ウ 6か月ごとの作業工程を示す平面図等が添付されていること。

8 災害防止について、次の対策がとられていること。

(1) 土の除去等

ア 表土の除去等にあたっては、隣接地が浸食されないよう配慮したものであること。

イ 除去した表土を堆積するときは、地形に応じ築堤、板囲、土留め等を設置するなど、堆積表土の崩壊、降雨による流出を防止し、乾燥時における表土の飛散を防止するため、散水等の措置が講じられていること。

(2) 掘削等

ア 隣接地、公共物件（道路、水路、橋梁、堤防、砂防施設、鉄道、鉄塔等）、家屋等からはその被害を防止するため一定の距離（以下「保安距離」という。）を隔てたうえで掘削を行うものであること。隣接地との間に有していなければならない保安距離は原則として最小限2メートルとする。

なお、公共物件、家屋等に対しては個々の事例ごとに必要な保安距離をとるものとする。

イ 採取作業時間は、採取の場所、方法、運搬等からみて、騒音、災害防

- 止等を考慮して定めた時間によって行うよう留意したものであること。
- ウ 掘削は、次のいずれかにより行うものであること。
- (ア) 保安距離をとったうえで、原則として垂直距離 1 m に対して水平距離 1.2 m 以上の法面勾配で掘削する。
  - (イ) 保安距離をとったうえで、(ア) の勾配より急な勾配で掘削する場合には、掘削箇所には法面保護のため土留めを施す等土砂崩れ防止措置を十分講じる。
  - (ウ) 保安距離以上の距離を隔てたうえで、(ア) の勾配より急な勾配で掘削する。ただし、崩壊した場合も掘削箇所と隣接物件との距離が保安距離以上となるものであること。
- エ 掘削箇所への地下水の浸透、砂利洗浄のための地下水の取水、ポンプアップ等により、周辺農地、井戸水及び農業用水等に悪影響を与えないよう留意すること。
- オ 農地への復元後に法面が生じる場合は、その法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じて小段又は排水施設の設置その他の措置を講じるものとする。
- カ 農地への復元後の法面が雨水、湧水等により浸食されるおそれがある場合には、法面保護の措置を講じるものとする。

## 第 5 (許可の条件)

採取計画の許可にあたっては、この基準のうち必要なものを許可の条件とするほか、個々の事例ごとに必要な事項を許可の条件として附することができる。ただし、附する条件は、農地法の趣旨に合ったものでなければならない。

## 第 6 (事務処理の留意事項)

事務処理において次の事項に留意して行うこと。

### 1 申請書受付の際、次の確認を行う。

- (1) 必要な許可申請書及び添付書類は、法令による。
- (2) 添付書類の確認は (1) に定めるものの外、次によるものとする。

ア 第 4 (許可基準) の 3 の (1) に係るものについては、農地法に基づく許可申請書が連合会と砂利採取業者の連名で行われるため、当該法人に係る内容の確認は、毎年度当初案件に添付された法人の資格証明、登記簿謄本、定款、規約等の確認書類により行う。ただし、当該内容に変更のない限り、以後の添付は省略する。

イ 第 4 (許可基準) の 3 の (2) に係るものについては、次の書類が添付されていること。

- (ア) 当該砂利採取業者、土地所有者及び工事完成保証人 1 名以上が契約した砂利採取契約書。
- (イ) 当該砂利採取業者、工事完成保証人及び土地所有者が契約した

預託金（工事保証金）処理契約書。工事保証金の額は、10アールあたり採取箇所における最大掘削深が7メートル以下は130万円以上、10メートル以下は250万円以上とする。

（ウ） 工事保証金に係る預金の残高証明書。

ウ 採取後に復元する農地の土壌の層構造とその厚さを記載した断面図を添付させること。

エ 砂利採取後、農地の復元において著しく土地形状が変更される場合には、当該農地の土地所有者全員の土地分配計画の了承を証する書面とその土地分配計画による地積更正、公図訂正についての了承を証する書面。

オ 第4（許可基準）の7の（2）に係るものについては、次の書類が添付されていること。

（ア） 農地法の許可を伴う砂利採取法の認可申請書の写し

（イ） 営農誓約書の写し

（ウ） 6か月ごとの作業工程を示す平面図等の写し

## 2 現地調査及び指導

申請に対する現地調査は原則として事前に行うものとする。

## 3 連合会との情報共有

申請書が砂利採取業者と連合会の連名で提出されている場合において、許可書及びその他文書等を申請者へ交付する際には、連合会に対してもその写しを送付する。また、法令に違反する事実を確認した場合には、申請者に適切な指導をすると同時に、連合会にも情報提供を行い共有するものとする。

## 4 工事の完了確認

採取、埋戻し及び農地の復元が完了したときは、当該砂利採取業者に進捗状況報告書を提出させ、すみやかに現地を確認するものとする。

## 5 命令、許可の取消等

農地法第51条の規定による命令及び許可の取消処分をしたときは、その結果を本庁農地調整課へ報告するものとする。

附 則

この基準は、平成15年1月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成21年12月22日から適用する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から適用する。

第4の7の(2)イ関係 営農誓約書の例

営農誓約書

年 月 日

三重県知事あて

(土地所有者)

住所：\_\_\_\_\_

氏名：\_\_\_\_\_

土地所有者が法人である場合は、氏名には法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

砂利採取事業の完了後、下記のとおり営農します。

砂利採取後の農地の営農計画

農地の所在	地目	面積 (㎡)	農地区分	耕作予定者	栽培作物		
					1年目	2年目	3年目以降
			<input type="checkbox"/> 農用地区域内農地 <input type="checkbox"/> 農業振興地域白地農地 <input type="checkbox"/> 農業振興地域外農地				
			<input type="checkbox"/> 農用地区域内農地 <input type="checkbox"/> 農業振興地域白地農地 <input type="checkbox"/> 農業振興地域外農地				
			<input type="checkbox"/> 農用地区域内農地 <input type="checkbox"/> 農業振興地域白地農地 <input type="checkbox"/> 農業振興地域外農地				

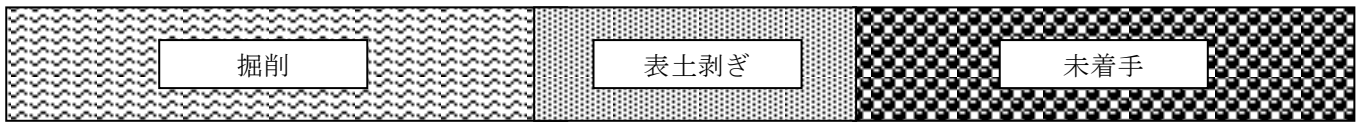
(記載要領)

- ・耕作予定者は、土地所有者若しくは使用貸借による権利又は賃借権等の設定を受ける予定の者を記載してください。
- ・営農計画では原則として栽培する作物を記載する必要があります。
- ・「農業振興地域白地農地」及び「農業振興地域外農地」で農地復元後に生産性が著しく低い、地勢等の地理的条件が悪い等により作物の栽培が困難と予測される場合は、「栽培作物」の代わりに「農地保全」等の管理内容を記載できます。ただし、土地所有者が営農できない又は担い手がないことを理由に「栽培作物」の代わりに「農地保全」等の管理内容を記載することはできません。

第4の7の(2)ウ関係 6か月ごとの作業工程を示す平面図等の例

×年5月

平面図

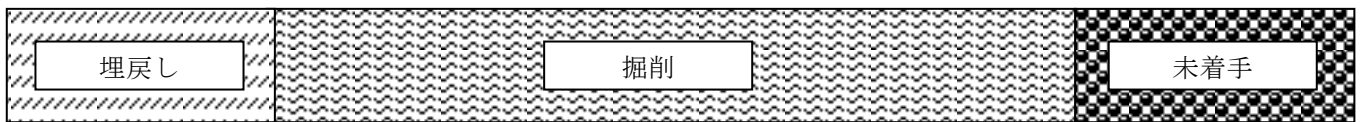


断面図



×年11月

平面図



断面図

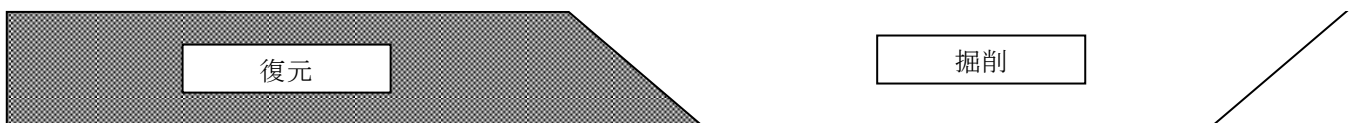


×+1年5月

平面図



断面図



×+1年11月

平面図



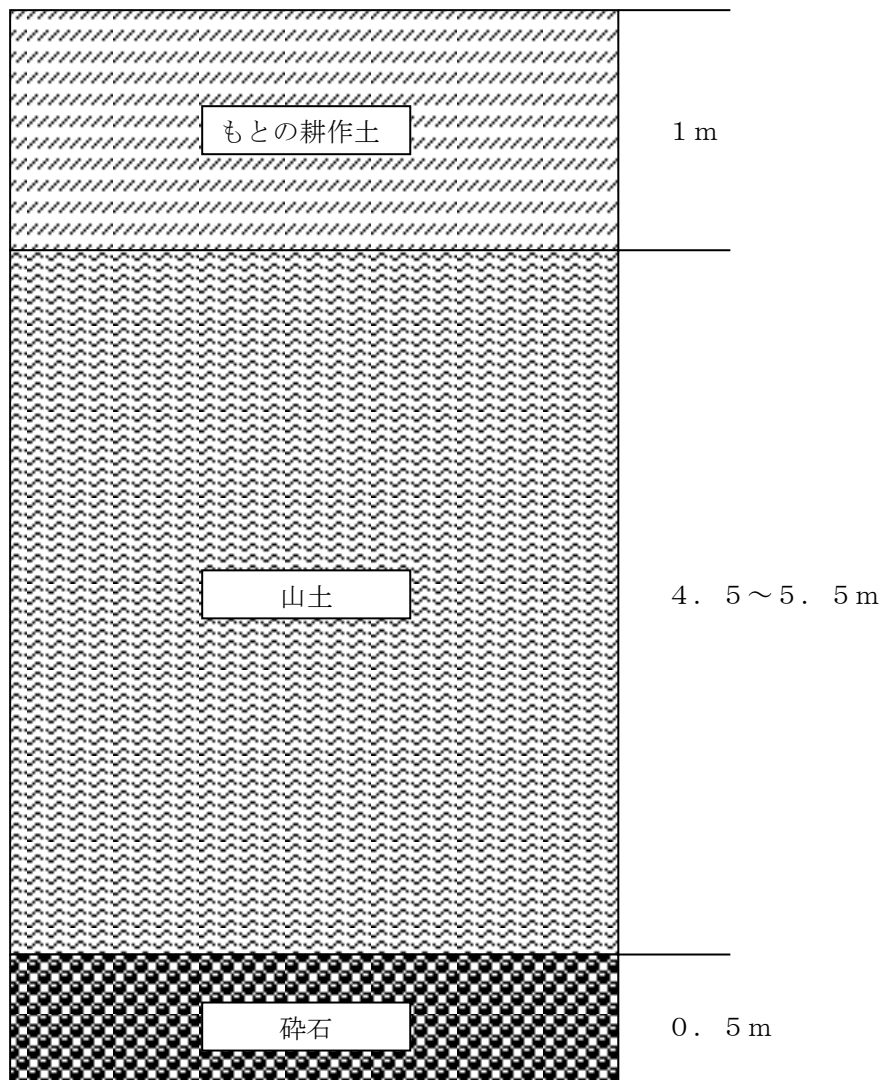
断面図





第6の1の(2)ウ関係

採取後に復元する農地の土壌の層構造とその厚さを記載した断面図の例



※ (もとの耕作土+山土) の箇所と (もとの耕作土+山土+碎石) の箇所があるなど複数の層構造がある場合は、それぞれ記載する。

※縦断面図を利用して層構造を記載することで代えてもよい。